

放射線管理区域校正室
空調設備機器の整備

仕様書

令和6年7月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

大洗研究所

放射線管理部 環境監視線量計測課

1. 件 名

放射線管理区域校正室の空調設備機器の整備

2. 目的及び概要

本仕様書は、(南地区)原子炉施設保安規定、(北地区)原子炉施設保安規定、(南地区)核燃料物質使用施設等保安規定、(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定、廃棄物管理施設保安規定、少量核燃料物質使用施設等保安規則等に定められた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)大洗研究所で使用する放射線測定器等を点検校正するために必要な校正室の空調設備機器の整備に関するものである。

本整備作業においては、低レベル校正室、高レベル校正室及び校正操作室にそれぞれ空調設備機器を設置し、適切な校正環境のもと放射線測定器等の点検・校正作業を実施することを目的とする。

3. 契約範囲

- (1) 空調設備機器の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
 - ・空調設備機器 RASAJ71R2(W) 23畳用(相当品可) (低レベル校正室、高レベル校正室用)・・・ 2台
 - ・空調設備機器 RASAJ28R2(W) (相当品可) (校正操作室用)・・・ 1 台
 - ・手元開閉器盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
 - ・コンセント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 組
 - ・電源ケーブル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- (2) 空調設備機器の搬入・据付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式
- (3) 提出図書等の作成・提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 式

4. 内容及び方法等

(1) 空調設備機器の購入

3.1 に示す購入品を購入する。室外機、室外機基盤、配管等の据付に必要な部材についても準備すること。

(2) 空調設備機器の搬入・据付

① 搬入

- ・(1) の購入品について車両等により環境監視棟 1 階の低レベル校正室、高レベル校正室、校正操作室に搬入する。

② 据付

(低レベル校正室、高レベル校正室用)

- ・低レベル校正室、高レベル校正室(放射線管理区域)の機構の指定する壁面にそれぞれ室内機を設置する。
- ・エアコンの電源については、既設の配管溝をして利用して、校正操作室(管理区域外)まで敷設する(約25m)。電源については、手元開閉器盤を設置し、電源については原子力機構が指定する既存分電盤から配電する。
- ・ドレン配管についてはポリタンク等の容器(低レベル校正室、高レベル校正室用の各1個)にドレン水を貯める構造として施工する。ポリタンク等

の容器については受注者側で準備するものとし、ポリタンクの設置位置や容器容量については原子力機構が別途指示する。

- ・屋上（環境監視棟の1階の西側）に室外機を設置し、室内機まで直接又は天井裏から冷媒管を敷設する（約23m）。冷媒管の敷設のうち、屋外と校正操作室の敷設にあたっては穿孔を行う。穿孔箇所については別途機構から指定するものとする。校正操作室と低レベル校正室又は高レベル校正室の敷設にあたっては、既設の配管溝を利用する。

（校正操作室用）

- ・校正操作室（非管理区域）の壁に室内機を設置する。
- ・エアコンの電源については、校正操作室に手元開閉器盤を設置し、電源については原子力機構が指定する既存分電盤から配電する（約12m）。
- ・ドレン配管については屋外に排水するための配管を敷設する。
- ・屋上（環境監視棟の1階の西側）に室外機を設置し冷媒管を敷設する（約6m）。冷媒管の敷設にあたっては必要な穿孔を行う。穿孔箇所については別途機構から指定するものとする。

5. 納 期

令和6年12月27日（金）

6. 納入場所及び納入条件

（1）納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

環境監視棟 1階 高レベル校正室、低レベル校正室（密封RIのみを取り扱う放射線管理区域）及び校正操作室（非管理区域）

（2）納入条件

据付調整後渡し

7. 試験検査

（1）外観検査

設置後のエアコン、配管、手元開閉器盤等について、使用上有害な傷等がないことを目視により確認する。

（2）作動検査

絶縁抵抗測定、電圧測定、漏洩検査を行い、正常であることを確認する。また、新規設置した空調設備機器が正常に作動することを確認する。

8. 提出図書

項目	提出時期	部数	確認
作業関係者名簿 (作業安全組織・責任者届含む)	作業開始2週間前まで	1部	要
作業工程表	作業開始2週間前まで	1部	要
リスクアセスメント (一般安全チェックリスト含む)	作業開始2週間前まで	1部	要
打合せ議事録(実施した場合)	打合せ後1週間以内	1部	要
作業要領書(手順書含む)	作業開始2週間前まで	1部	要
作業報告書(試験検査成績書、 取扱説明書、写真等含む)	作業完了後契約納期以内	1部	要
KY実施記録	作業開始前	1部	要

○確認を要する図書については、確認された図書を決定図書として提出すること。

(原子力機構より朱記訂正がありこれを修正した図書及びメーカーにおいて変更を行い原子力機構の確認を受けた図書)

○「作業安全組織・責任者届」で指定する現場責任者は、大洗研究所の現場責任者の認定を受けた者のうちから選任すること。

○提出後、記載内容に変更が生じた場合は、原則として文書にて変更届けを提出すること。

○提出先：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所
放射線管理部 環境監視線量計測課

9. 検収条件

据付調整後、「7. 試験検査」に示す項目の合格及び本作業完了後、納期までに「作業報告書」の提出及び確認並びに、原子力機構が仕様書に定める作業が実施されたと認められた時をもって検収とする。

10. 作業員の力量等

- (1) 本作業に係る現場責任者及び分任責任者は、大洗研究所での現場責任者の認定を受けている者とする。
- (2) 本作業に従事する作業者は、電気工事士を有していること。また、同種の電気工事経験を有る者とする。
- (3) その他、作業に必要な技能・資格等については、原子力機構と協議を行い決定すること。

11. 品質保証

受注者は、すべての下請け業者に、契約要求事項、設計図書等を十分周知徹底させること。また、下請け業者の作業内容を把握し、工事の質、工程管理をはじめとして、あらゆる点において、下請け業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

12. 機密保持

作業者は、本作業場で知り得た情報について秘密保持に努めること。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

14. 技術情報等の提供に関する事項

受注者は、据付設備・機器の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を提供すること。また、調達製品の不適合等の情報並びに運転及び保安に影響する情報が発生した場合はそれらの情報を提供すること。

15. 調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出

受注者は、調達要求事項への適合状況を記録した文書（作業報告書等）を提出すること。

16. 適用法規・規程等

- 1) 労働安全衛生法及び関係法令
- 2) 日本産業規格（JIS）及び関係規格
- 3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 4) 受注者社内規格、基準
- 5) 大洗研究所 安全管理仕様書
- 6) 大洗研究所 作業の安全管理要領

17. 安全管理上の必要事項及び遵守すべき事項

- (1) 本作業は、原子力機構大洗研究所「安全管理仕様書」、「作業の安全管理要領」並びに原子力機構における作業に係わる規定、規則等の遵守を図り、災害発生防止に努めるものとする。
- (2) 現場作業は原則として原子力機構の就業時間内とする。緊急を要する作業で時間外に実施する場合は、予め原子力機構担当者の承認を得ると共に所定の手続きを行うものとする。
- (3) 放射線管理区域内で作業を行う場合は、放射線業務従事者（一時立入者含む）に指定し、入域前に原子力機構の定める手続きを行うこと。
- (4) 本作業中は、系統の識別（タグによる表示）を実施し誤操作防止に努めること。
- (5) 廃材等は、原子力機構担当者の指示に従い処置すること。
- (6) 受注者は、計画外の作業は行わないこと。ただし、やむをえず計画外の作業を実施する必要がある場合は、作業を中断し、原子力機構と協議すること。受注者は、

必要に応じて新たな作業要領書を作成し、原子力機構の事前承認を得ること。

- (7) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (8) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (9) 作業中に故障及び部品の破損等が発見された場合は、それに係る修理及び必要部品の購入については別途契約で行うものとする。ただし、軽微な故障等を除く。
- (10) 作業中に生じた作業者の責による故障等については、受注者の責任にて速やかに復旧させること。
- (11) 作業工程及び作業の詳細については、別途担当者間で協議し決定するものとする。
- (12) 本仕様書の記載事項及び記載なき事項で、本作業を実施するにあたり疑義が生じた場合は、速やかに原子力機構と協議し、解決を図ること。この時発生した議事については議事録として提出すること。
- (13) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。

以上